

# 電力・ガス・食料品等価格高騰低所得者 世帯支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰低所得者世帯支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

## 給付金の支給時期

川北町が確認書（又は申請書）を  
受理した日から14日前後が目安です。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

川北町から確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります



令和5年6月30日時点で住民登録のある市町から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

### ① 世帯の全ての方が、令和5年1月1日時点で川北町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、川北町から給付内容が書かれた確認書が届きます。

※世帯員の中に、住民税を課税される所得がないが未申告である者、がいる場合は、税務課で所得を確定後、申請書及び添付書類を添えて提出ください。

- 確認書の内容を確認して、川北町に返信してください。

#### 【確認事項】

- ①住民税が課税されている方（親族等）の扶養を受けていないこと
- ②世帯員の中に1月2日以降に、川北町へ転入されたものがないこと
- ③記入した給付金振込口座に誤りがないこと
- ④振込先の口座が確認できる通帳等の写し及び本人確認書類の写しを添付したか

### ② 令和5年1月2日以降に転入した方が、世帯の中にいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に川北町に、直接または郵送でご提出ください。



#### 【確認事項】

- ①住民税が課税されている方（親族等）の扶養を受けていないこと
- ②世帯の中に住民税が課税される所得があるのに未申告である者、がないこと
- ③1月1日時点で住民票があった市町村が発行する、令和5年度が非課税であることの証明を添付したか
- ④記入した給付金振込口座に誤りがないこと
- ⑤振込先の口座が確認できる通帳等のコピー及び本人確認書類のコピーを添付したか



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の  
**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署にご連絡ください。



川北町福祉課 「価格高騰低所得世帯支援給付金」窓口



076-277-8388

受付時間 平日9:00~16:30